

う。

② 制度の概要

・対象者

県内に居住する5人以上で構成される女性グループ

・対象事業

これから社会参画に取り組もうとする県内の女性グループが、女性の持つ視点や知識技術を活用して地域課題の解決につながる、例えば、子育てや高齢者への生活支援、地域から求められている起業などを行う継続性の見込まれる具体的な事業を対象とします。

・制度の内容

事業費の助成は一件当たり80万円（税込み）を上限とします。

事業の実施に必要なアドバイザーを派遣し必要な助言・指導を行います。

・募集期間（平成17年度の場合）

平成17年4月1日～5月20日

女性のチャレンジ支援事業

宮崎県地域生活部青少年男女参画課

TEL 0985-26-7040

FAX 0985-32-4464

メールアドレス seishonen-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

ホームページ

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/index/org/chiiki/index_danjo.html

① 目的

女性グループ等が地域の課題を解決するコミュニティビジネスに新たに取り組むための支援を行うことにより、女性の活躍の場をつくり、もって男女共同参画社会の形成の促進に資する。

② 制度の概要

・対象者

女性5人以上で構成される団体・グループ

・対象事業

女性グループ等が新たに取り組むコミュニティビジネスであって、次に掲げるもののうち、女性の新たな参画の推進に資すると認められ、かつ当該活動の効果が社会の活性化や地域づくりにつながると認められるもの。

- ・高齢者・障害者のための給食サービスや買い物代行・家事援助等の生活支援事業
- ・学童保育や乳幼児も一時保育などの保育・子育て支援事業
- ・地域の自然や歴史文化資源を発掘して観光と結びつけたり、独自の特産品を開発・製造・販売する等のまちづくり事業 ほか

・内容

補助対象経費の2分の1以内（5万円以上30万円以内）を補助する。

・募集期間（平成17年度の場合）

平成17年6月20日～（現在も受付中）

② その他

自立支援教育訓練給付金

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

TEL 03-3595-2504

FAX 03-3595-2663

メールアドレス

ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html>

① 目的

母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、実施主体である都道府県等における就業相談を通じて、事業実施主体が指定した職業能力の開発のための講座を受講し職業能力の開発を行う者に対して教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給する。

② 制度の概要

・対象者

次の要件を満たす者

ア 児童扶養手当支給水準の母子世帯

イ 相談者へのカウンセリングを通じて資格取得に結びつき、適職に就かせるために必要であると認められる者

ウ 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない者

・制度の内容

事業実施主体である都道府県、市及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）が指定した教育訓練給付講座を受講した母子家庭の母に対して、対象講座の受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）を支給する。

母子家庭高等技能訓練促進費

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

TEL 03-3595-2504

FAX 03-3595-2663

メールアドレス

ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html>

① 目的

介護福祉士、保育士など資格取得を目的とする養成校は、一定期間のカリキュラムの修業が必要であるため、昼間の受講が多く就労と修業を両立させることが非常に困難である反面、就職に際しては有利な資格となることから、母子家庭の経済的自立に効果が高く、その受講促進が求められている。

しかし、母子家庭の母親は、生計の担い手であり、その収入が途絶えると生活を維持することが困難となるため、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。

このため、2年以上養成機関で受講する場合に「高等技能訓練促進費」を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

② 制度の概要

・対象者

母子家庭の母であって、次の要件を満たすもの

- ア 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること
- イ 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
- ウ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者

・制度の内容

母子家庭の母の訓練受講中の生活の安定を図るため、2年以上養成機関で修業する場合に修業期間の最後の1/3の期間(12月を上限とする)、月額103,000円を支給し、生活費の負担を軽減する。

・募集期間

支給申請 修業する期間の3分の2に相当する期間を経過した日以後に行うこと。

常用雇用転換奨励金
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
TEL 03-3595-2504
FAX 03-3595-2663
メールアドレス
ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html

① 目的

母子家庭の母を新規にパートタイム労働者等の非常勤雇用労働者として雇用し、OJTを実施した後、一般常用雇用労働者(一般雇用被保険者)に転換した場合、一定期間経過後、事業主に対して常用雇用転換奨励金を支給し、母子家庭の母の常用雇用化を促進する。

② 制度の概要

・対象者

あらかじめOJT計画を提出し、承認を受けた事業主【支給要件】

- ア 児童扶養手当支給水準の母子家庭の母を対象労働者としてすること
- イ 採用時のOJT計画及び実施報告の提出があること
- ウ 採用から6か月以内に雇用転換していること
- エ 転換から6か月経過後常用雇用者として継続雇用されていること

・制度の内容

パートタイムとして採用された母子家庭の母を常用雇用(一般)労働者に雇用転換した場合に雇用主に対して奨励金を支給する。常用雇用から6ヶ月経過後に請求可能となり、支給額は、母子家庭の母一人当たり30万円

農業改良資金 うち女性起業向け優先枠
農林水産省経営局普及・女性課
TEL 03-3502-8111 (内線4296)
FAX 03-3593-2613
メールアドレス e-fukyu@nm.maff.go.jp
ホームページ
http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/index.htm

① 目的

農業の担い手が、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資すること

② 制度及び事業の概要

・実施主体

都道府県

・対象者

認定農業者等農業の担い手

・内容

農業の担い手が農業経営の改善を目的として、その自主性や創意を活かしつつ、都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置(新たな農業経営部門の進出、新たな先駆的技術や生産・販売方式の導入等)に取り組む際に必要な資金を無利子で貸し付ける制度。償還期間10年

(うち据置3年)以内。

・実施期間または募集期間

貸付相談は随時

③ その他特記事項

女性起業向け優先枠とは、女性による新たな加工の事業の開始、農産物の流通販売方式の導入などに関する取組みに対して、優先的に配分する貸付枠をいう。

新創業融資制度
経済産業省中小企業庁創業連携推進課
TEL 03-3501-1767
FAX 03-3501-7055
メールアドレス
ホームページ
http://www.chusho.meti.go.jp/g_book/guidebook019.html

① 目的

的確なビジネスプランをもちながら、担保を提供することや保証人をたてることが困難なために資金調達に支障を来している開業者の支援を目的とする。

② 制度の概要

・対象者

新たに開業する中小企業で、次のいずれかに該当する者

- (1) 雇用創出を伴う事業であること。
- (2) 技術・サービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業であること
- (3) 開業してから税務申告を2期終えていないこと

・対象事業

創業全般

・制度の内容

創業を強力に支援するため、事業計画(ビジネスプラン)の審査により、無担保・無保証人(法人の場合、代表者の保証も不要)で、国民生活金融公庫が融資する制度である。貸付限度額は750万円(開業資金総額の1/2以上の自己資金の確認が必要)。貸付機関は運転資金5年、設備資金7年以内(据置期間6ヶ月以内)。

コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金
秋田県生活環境文化政策課地域活動支援室
TEL 018-860-1519
FAX 018-860-3892
メールアドレス npo@mail2.pref.akita.jp
ホームページ
http://www.pref.akita.jp/seikatu/npoca03b.htm

① 目的

コミュニティビジネスを立ち上げようとする者への助成

② 制度の概要

・対象者

コミュニティビジネスを立ち上げようとする団体、個人

・対象事業

開業

・制度の内容

開業に要する経費（改装費、設備取得ほか）への助成（上限20万円）

・募集期間

随時

育児・介護休業者生活資金貸付

鳥取県企画部男女共同参画推進課

TEL 0857-26-7077

FAX 0857-26-7155

メールアドレス danjyo@pref.tottori.jp

ホームページ <http://www.pref.tottori.jp/danjyo/>

① 目的

労働者の仕事と家庭の両立を支援し、子どもを産み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材の定着と確保を促進する。

② 制度の概要

・対象者

- (1) 県内に在住する育児・介護休業等利用者本人。
- (2) 県内に事業所を有し、育児・介護休業等利用者に生活資金を貸与する制度を設けている事業主。

・制度の内容

育児・介護休業を安心して取得していただけるよう、育児・介護休業中の生活資金を当該休業者等に対し貸し付ける制度融資

(1) 融資対象者

上記対象者のとおり

(2) 融資条件

① 限度額 育児・介護休業等利用者1人につき1,000千円

② 貸付利率 年1.0%

③ 償還期間 休業終了の翌月から5年以内（休業中は据置）

④ 連帯保証人 原則として1名

(3) 取扱金融機関 県内に店舗を有するすべての金融機関

※その他、詳細は要綱のとおり

・募集（申請）期間

随時申請受付

鳥取県育児休業推進奨励金

鳥取県企画部男女共同参画推進課

TEL 0857-26-7077

FAX 0857-26-7155

メールアドレス danjyo@pref.tottori.jp

ホームページ <http://www.pref.tottori.jp/danjyo/>

① 目的

男女ともに育児休業を取得しやすく、安心して職場復帰できる職場環境づくりを促進するため。

② 制度の概要

・対象者

- (1) 常時雇用する労働者の数が30人未満の事業主。
- (2) 主たる事業所（本社）が県内に所在していること。

・制度の内容

○事業所内で初めて育児休業を与えられた事業主に奨励金を支給する。（ただし、平成17年9月30日までに育児休業が終了する場合は対象）

◇支給額 10万円（1事業所1回限り）

◇支給要件：対象労働者が、次の(1)かつ(2)の要件に該当する場合

- (1) 対象労働者が、当該事業所で初めて育児休業を取得した場合で、次のいずれかに該当する者

① 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に育児休業を取得している者で、平成17年9月30日までに休業を終了している者

② 平成16年3月31日以前に育児休業を取得しているもので、平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に休業を終了している者

- (2) 対象労働者が、育児休業を6か月（男性は1か月以上）取得し、職場復帰後3か月以上継続雇用されていること。

・申請ができる期間

対象労働者の職場復帰の日から起算して、3か月経過した日から3か月以内

(2) 表彰及び認証

① 表彰

男女共同参画社会づくり功労者表彰

内閣府男女共同参画局

TEL 03-5253-2111

FAX 03-3581-9566

メールアドレス ipost-danjo@cao.go.jp

ホームページ <http://www.gender.go.jp/>

① 目的

多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人を顕彰し、その功績を称えとともに、男女共同参画社会づくりに対する国民の一層の関心を高め、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

② 制度の概要

・対象者

男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人で、内閣官房長官（男女共同参画担当大臣）が顕彰することを適当と認める者

・制度の内容

年1回、10名程度表彰する。

- (1) 都道府県は本表彰に相応しいと認められる候補者（候補者は1名とする。また、履歴及び表彰の功績等を具体的に明記する。）を内閣府男女共同参画局長に推薦する。
- (2) 被表彰者は、都道府県等から候補者の推薦を得